



(令和7年4月7日発表)

耐震対策に関する補助の見直し

<p>◆アピールポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡市では、地震発生時の建築物倒壊対策として、1981（昭和56）年5月以前に建築又は着工された建築物を対象とした、耐震補強の工事費用や耐震シェルターの設置費用などを補助する「耐震対策補助事業」を実施しています。 ・今年度、補助事業を見直し、「木造住宅耐震事業」の補助金の受領方法として「代理受領制度」を新設しました。また、「耐震シェルター整備事業」の補助額を拡充しました。 	<p>1. 「木造住宅耐震事業」の補助金に関する代理受領制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震事業の補助制度を利用する際、申請者（建物所有者）から木造住宅の耐震補強工事を受託した事業者が、申請者からの委任を受け、補助金を市に請求し、申請者に代わり受け取ることができる制度です。（この制度を利用した場合、申請者は、耐震補強工事費と補助金の差額分を事業者にお支払いいただきます。） <p>2. 「耐震シェルター整備事業」の補助額拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震シェルターの設置に要する経費に対する補助額の上限を、これまでの<u>「25万円」</u>から<u>「40万円」</u>に拡充します。 <p>【耐震対策補助事業とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される南海トラフ巨大地震等に備え、旧耐震建築物（1981（昭和56）年5月以前に建築又は着工された建築物）の所有者に対し、耐震診断・補強計画・補強工事に係る費用の一部を支援することにより、耐震化を促進する事業です。 ・今年度の補助に関する申請受付を本日4月7日（月）から開始しました。 ・耐震対策補助事業の要件など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2574/s007801.html
--	---

別紙資料 無

【問合せ】建築安全推進課（静岡庁舎5階）

担当 土屋、片野、鈴木

電話 054-221-1124